

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例案

令和4年(2022年)2月15日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例

札幌市都市公園条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表3中	1,600円	を	1,800円	に、「又は博覧会のため
	2,200円		2,400円	
	950円		1,000円	
	1,500円		1,600円	
	2,100円		2,300円	
	40円		43円	
	57円		62円	
	85円		92円	
	110円		120円	
	170円		180円	
	230円		250円	
	400円		430円	
	570円		620円	
	1,100円		1,200円	

の」を「、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表3の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料について

適用し、施行日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日前から引き続き占用している占用物件のうち、占用の期間が1年未満であるものの占用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(理由)

都市公園の占用料の一部について適正な額に改定する等のため、本案を提出する。